

群馬県依存症対策推進計画

令和6年3月

群馬県

はじめに

依存症とは、特定の何かに心を奪われ、「やめたくても、やめられない」状態になることです。自分で自分の欲求をコントロールできなくなり、本人の身体や心の健康が損なわれるだけでなく、家族関係の悪化や金銭トラブル、飲酒運転による交通事故などの重大な社会問題を引き起こしてしまう可能性があります。また、適切な治療やサポートを行うことで十分に回復が可能であるにも関わらず、相談機関や医療機関、自助グループなどにつながることができず、社会で孤立してしまう人たちがいることなども問題として指摘されています。



こうした問題意識の下、群馬県では平成31年3月に「群馬県アルコール健康障害対策推進計画」を策定しました。

さらに令和元年度には、依存症全般にわたる県内の中核的な相談機関として、群馬県こころの健康センターを「依存症相談拠点」に指定し、普及啓発や相談支援などの各種施策を推進してきたところです。

このたび、群馬県では、現行計画が令和5年度に終期を迎えることから、同計画にギャンブル等依存症対策の内容などを加え、依存症対策全般に係る関係機関及び県民の行動指針として、新たに「群馬県依存症対策推進計画」を策定することとしました。

今後は本計画に基づき、依存症が本人の健康や日常生活だけでなく、家族にまで影響を及ぼす社会問題であることを踏まえ、その発生予防・進行予防・再発予防の各段階に応じた総合的な対策を推進し、誰もが安心して暮らすことのできる群馬県の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり御協力を賜りました群馬県依存症対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

令和6年3月
群馬県知事

山本 一太

